

## ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱

## (設置)

第1条 ふじみ衛生組合は、ごみ処理施設の運転に関して、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書第16条に基づき、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）を速やかに設置する。

## (所掌事項)

第2条 専門委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 地域住民の健康被害の防止に関すること。
- (2) 施設の通常運転時の監視に関すること。
- (3) 施設の運転に係る異常時の対応に関すること。
- (4) 環境測定及び調査結果等に関すること。
- (5) その他ごみ処理施設の運転に関し必要な事項に関すること。

2 専門委員会は、所掌事項について調査、審議し、その結果をふじみ衛生組合に報告する。

3 専門委員会は、必要に応じ、ふじみ衛生組合に対し、所掌事項について評価、提言を行うものとする。

## (組織)

第3条 専門委員会は、管理者が委嘱し又は任命する次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者2人
- (2) 三鷹市医師会の医師1人
- (3) 調布市医師会の医師1人
- (4) ふじみ衛生組合地元協議会会長
- (5) ふじみ衛生組合地元協議会副会長（地域住民からの選出委員）
- (6) ふじみ衛生組合地元協議会の三鷹市・調布市の住民委員各1人
- (7) 三鷹市生活環境部長
- (8) 調布市環境部長
- (9) ふじみ衛生組合事務長
- (10) その他管理者が認める者

## (委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理する。
- 5 委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 専門委員会は委員長が招集する。

2 専門委員会は、年2回開催する。なお、必要があると認めるときは、その都度開催することができる。

3 委員長は、専門委員会に委託会社を出席させ、説明を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第8条 専門委員会に、健康部会及び施設部会を設置する。

2 健康部会は、第2条第1項第1号の事項を所掌するとともに、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査を含む。）を作成する。

3 施設部会は、第2条第1項第1号から第4号までの事項を所掌する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、専門の事項を検討するための部会を置くことができる。

5 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

6 部会に部会長を置く。

7 部会は部会長が招集する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員名簿

氏名	区分	現職	備考
藤吉秀昭	要綱第3条第1号	一般財団法人日本環境衛生センター常務理事	
角田 透	要綱第3条第1号	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授	
若林研司	要綱第3条第2号	医師（三鷹市医師会）	
大野 仁	要綱第3条第3号	医師（調布市医師会）	
小林義明	要綱第3条第4号	地元協議会会長	
嶋田一夫	要綱第3条第5号	地元協議会副会長	
牧野隆男	要綱第3条第6号	地元協議会委員	
増田雅則	要綱第3条第6号	地元協議会委員	
清水富美夫	要綱第3条第7号	三鷹市生活環境部長	
柏原公毅	要綱第3条第8号	調布市環境部長	
井上 稔	要綱第3条第9号	ふじみ衛生組合事務長	
岩澤聡子	要綱第3条第10号	慶応義塾大学医学部公衆衛生学教室助教	

ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の協議内容

	開催日	内 容
第1回	H25. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長選出</li> <li>・今後の進め方 (施設部会及び健康部会の委員選出等)</li> </ul>
第2回	H25. 8. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀問題について(その1)</li> <li>・緊急時の対応について</li> </ul>
第3回	H25. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀問題について(その2)</li> <li>・施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について(その1)</li> </ul>
第4回	H25. 11. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について(その2)</li> </ul>
第5回	H26. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について(その3)</li> </ul>